

第1回大阪府森林環境整備事業評価審議会

平成28年2月3日

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 それでは、皆さま、おそろいということで始めさせていただきたいと思います。ただいまから第1回大阪府森林環境整備事業評価審議会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます、大阪府環境農林水産部みどり推進室の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議でございますけれども、委員全員にご出席いただいておりますので、大阪府森林環境整備事業評価審議会規則第4条の規定によりまして、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。50音順にご紹介させていただきます。

浅利敬一郎委員でございます。

【浅利委員】 よろしくお願いたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 続きまして、梶原晃委員でございます。

【梶原委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 続きまして、蔵治光一郎委員でございます。

【蔵治委員】 よろしくお願いたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 続きまして、武田勝玄委員でございます。

【武田委員】 武田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 続きまして、藤田香委員でございます。

【藤田委員】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 増田昇委員でございます。

【増田委員】 増田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 本日の会場につきましては、梶原委員のご厚意によりまして、この場、追手門学院様の会議室を使用させていただいております。御礼申し上げます。

続きまして、事務局を務めます当部、環境農林水産部の出席者についてご紹介させていただきます。最前列の着席者に限ってご紹介いたします。

環境農林水産部、石川部長です。

【石川部長】 石川でございます。本日はありがとうございます。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 竹柴環境政策監です。

【竹柴環境政策監】 竹柴でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 土肥次長です。

【土肥次長】 土肥でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 本屋副理事です。

【本屋副理事】 本屋でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 馬場環境農林水産総務課長です。

【馬場環境農林水産総務課長】 馬場です。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 次に、勝又みどり推進室長です。

【勝又みどり推進室長】 勝又です。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 小野みどり企画課長です。

【小野みどり企画課長】 小野です。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 原森づくり課長です。

【原森づくり課長】 原でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 森づくり課、山本参事です。

【山本森づくり参事】 山本です。よろしくお願いいたします。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 それでは、開会に当たりまして、事務局を代表しまして、環境農林水産部、石川部長より一言ご挨拶申し上げます。

【石川部長】 環境農林水産部長の石川でございます。本審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、平素から大阪府の環境農林水産行政に格別のご支援、ご協力をいただいておりますこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。また、このたびはほんとうにお忙しい中にもかかわらず、本審議会の委員にご就任をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。既にご案内のところでございますけれども、本審議会は、昨年9月の府議会で創設が決まりました、いわゆる森林環境税によりまして、本府が実施する事業について実績や効果などを評価していただくために設置したものでございます。

森林環境税につきましては、大阪府は非常に財政状況が厳しい中でございまして、そういう中でも府民の生命・財産を守っていくために森林保全対策をしっかりとしていこうとい

うことで、今回、府民の皆様にご負担をお願いしようとするものでございます。創設に当たりましては、昨年の9月府議会で、「森林環境税を財源として実施する事業については、事業計画の策定を行い、大阪府森林環境整備事業評価審議会に、毎年度、報告するとともに、府民への説明責任を果たすこと。」という附帯決議をいただいております。

私どもといたしましては、府民、府議会の負託に応えるべく、事業に全力で取り組んでまいりますけれども、森林環境税がどのような事業に幾ら使っているのかといったことについて、府民の皆様にもしっかりと説明をしてまいる必要がございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、私どもが実施する事業について実績が進んでいるのか、効果が上がっているのかという点について、忌憚のないご意見をいただき、評価をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 それでは次に、本日配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず委嘱状でございます。次に、資料ですけれども、ホチキス留めの4枚物、次第、委員名簿、規則、会議の公開に関する指針としております。続きまして、本日の資料1ということで、1の1、1の2、2枚物です。続きまして、資料2、1枚物です。続きまして資料3、「森林環境整備事業について」という横長の資料。それと、資料3の事業説明に用います資料4でございます。また、現在、市町村等、関係機関、団体のほうにも、森林環境税の広報周知を図っております。ご参考ということで、森林環境税の広報のチラシと、ポスターを作成しておりますのでB2サイズをA4に縮小しまして、お配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。本会議の規則第4条では、会長は議長を務めることになっております。本日は、本審議会の設置後初めての会議でありますので、会長がまだ選任されておられません。このため、議題1、会長の互選につきましては、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、ご了承願います。

初めに、議題1、会長の互選についてでございます。お手元の資料をごらんいただければと思います。本審議会規則第3条に、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」と規定されております。本日、委員の皆様におかれましては、初めての顔合わせの方もおられると思います。皆様、いかがでしょうか。

藤田委員どうぞ。

【藤田委員】 この森林環境税にかかわる会議でも座長をしていただきました、増田先生をご推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 ありがとうございます。それでは、本審議会の会長を増田委員にお願いすることでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】 ありがとうございます。皆様、異議なしのことでございますので、増田委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、これ以降の議事につきましては、会長が議長を務めることとされておりますので、増田会長におかれましては、議長席のほうにお願いしたいと思います。

【増田会長】 それでは、会長を仰せつかりました増田でございます。皆さま方のご推挙によりまして、会長という大任を仰せつかりました。

一昨年から、この森林環境税については、議論にも参加させていただきました。大阪府民の方々から貴重な税をいただくということで、その使い道については、やはり公平性と公開性をいかに担保するのかということが、これまでの議論の中でもございました。それを担保する委員会が、この事業評価審議会かと思っておりますので、公平性あるいは公明性、公開性をどうやって高めていくのか、あるいは効果計測をどうしていくのかということに、忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事を進行させていただきたいと思ひます。

まず、議題2の会長代理の指名でございます。会長代理に関しましては、本審議会の規則第3条第3項により、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とされておりますので、僭越ですが、私のほうからご指名させていただきますと思ひます。

学識経験者の中から、梶原先生にお願いしたいと思ひますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】 ありがとうございます。それでは、梶原先生、お手をかけますが、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議題3、会議の公開・非公開の決定についてお諮りしたいと思います。大阪府では情報公開制度の一環として、「会議の公開に関する指針」に基づき、審議会の公開を進めておられます。指針では、審議会の公開・非公開の決定は会長が審議会に諮って

行うとされております。

本審議会も指針に基づきまして、公開で実施しようと思いたしますがいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。それでは、会議は原則公開という形で進めてまいりたいと思いたしますので、よろしくお願いたしたいと思いたします。

議事録についても、公開するということになります。本日の議事録の署名委員ですけれども、梶原委員と藤田委員のお二方にお願いたしたいと思いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、これから議題を進めてまいりたいと思いたします。これからの議題ですけれども、お手元の次第にございますように、議題4「森林環境税の概要について」、議題5「評価審議会の役割について」、議題6「森林環境整備事業について」でございます。

本日、初めての審議会の開催でもありますので、今後の審議会の運営や森林環境税を財源とする事業内容について、まず事務局からご説明をいただいた後、審議会として確認し、その後、意見交換をしてまいりたいと思いたしますので、議題4、議題5、議題6を一括してご説明いただければと思いたしますので、よろしくお願いたしたいと思いたします。

【小野みどり企画課長】 みどり企画課長の小野でございます。

【増田会長】 座ってご説明していただければと思いたします。狭い会場ですし、よろしくお願いたいたします。

【小野みどり企画課長】 わかりました。それでは、私からは資料1、資料2を使いまして、森林環境税の概要について、そして評価審議会の役割についてをご説明したいと思いたします。

それでは、まず資料の1の1をごらんください。森林環境税につきましては、府税条例の税率の特例条例に基づきまして、平成28年度から4年間、個人府民税均等割額に年額300円を加算するもので、税収見込みとしまして、年間11億3,000万円、そして4年間の課税期間で合計45億円の財源を確保しまして、森林の有する公益的機能を維持増進するための取り組みを実施いたします。この森林環境税につきましては、既に全国で35の県が実施してございます、本府は36番目ということになります。また、近隣では、京都府が昨年12月に税の創設を決定いたしましたので、平成28年度当初には、全国で37の府県が実施するということになってございます。本府の税額が300円ということで

すから、これは全国で一番安く、しかも期間としましても4年ということで、全国で一番短いものとなっております。なお、全国の状況につきましては、資料3の21ページにも掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

次に、資料の下段をごらんください。先ほど部長のご挨拶にもありましたように、森林環境税については府民へ見える化して、しっかり説明していく責任がございます。このため、本評価審議会において事業の評価をいただくとともに、毎年度、収入見込額、執行額など、そうしたものを公表することにいたしております。また、事業実施の翌年度には、府民向け報告会を開催し、本評価審議会における審議結果を含め、各取り組みの実施状況等について説明することといたしております。

次に、資料の1の2をごらんください。森林環境税の広報についてでございます。この資料は、森林環境税の仕組み等に関する広報の実施状況についてまとめたものでございます。府による広報については、ホームページや府政だよりなどの府の広報媒体の活用をはじめまして、「税を考える週間」における啓発イベント、また年末調整説明会への参加、府税・国税とも連携しまして積極的に取り組んでいるところでございます。また、市町村におきましても、3月末までには全43市町村の広報紙に掲載いただくとともに、市町村ごとに特別徴収額決定通知書などに森林環境税の周知文の記載やチラシ作成などの独自の取り組みを実施いただきまして、府と各市町村が連携しまして周知に努めているところでございます。

次に、資料の2をごらんいただけますでしょうか。評価審議会の役割でございます。こちらにつきましては、評価審議会の担当事務と、そして今後の審議会の運営の基本的な考え方をお示ししております。担当事務につきましては、森林環境税の施策に係る事業の評価についての調査審議で、委員は10名以内、任期は2年となっております。今回6名の皆様に委員にご就任いただいております。任期につきましては、平成30年1月末までということになっております。その下の四角囲みのところでございますが、こちらは冒頭、石川部長からもご挨拶で触れました、森林環境税創設に当たりまして大阪府議会から知事及び執行機関への留意事項、附帯決議をご参考までに記載しております。

次に、資料の下段をごらんください。今後の評価審議会の開催及び役割についてでございます。審議会につきましては、原則としまして年2回の開催を予定しております。事業実施の翌年6月に、前年度の森林環境整備事業の評価をお願いしまして、11月に事業実績の評価に向けて、当該年度中の進捗状況、そして次年度事業の進め方等の確認を行って

いただきたいと存じております。評価審議の内容についてでございますが、各事業の実績（アウトプット）、そして各事業実施による効果（アウトカム）でございますが、これを府において自己評価を行いまして、その内容について、評価審議会としてのご意見を取りまとめいただくという形で考えております。具体的なアウトプット、アウトカムの指標につきましても、後ほど、個々の事業の説明をさせていただく際にあわせてご説明させていただきますと思っております。

なお、具体的な評価手法でありますとか評価シートの様式等につきましては、本日の議論等も踏まえまして、次回の会議においてお示ししたいと考えております。私からのご説明は以上でございます。

【田中（武）森づくり補佐】 それでは続きまして、議題6 森林環境整備事業について、森づくり課、田中と塩野からご説明させていただきます。

まず、1ページをおめくりください。目次になっておりまして、「はじめに」と「大阪府の森林の現状等」、「新たな森林保全対策の必要性等」、それと「森林環境税による森林保全対策」の4項目に分かれております。

次に、1ページ、「はじめに」でございますが、ここでは森林環境税創設の経緯について述べさせていただいております。3行目に、近年、全国的に局地的な集中豪雨が頻発して土石流の発生時に溪流沿いの木が巻き込まれて流れ出す、いわゆる流木災害というもの各地で発生している、こういうものが大阪府におきましても、平成25年、26年と連続して発生しているというような状況でございます。中段になりますけれども、大阪の市街地の背後には山間部が迫っておりまして、ひとたび災害が発生すれば、府民の生命や財産が危険にさらされるという状況になっております。そういうことから、先ほど部長からのご挨拶にもありましたように、調査検討会議を設置いたしまして、その中で必要な施策でありますとか、財源の確保について検討してまいりました。その結果、このたび森林環境税を創設して、緊急的に対策を実施するという経緯になったということでございます。

1ページおめくりください。「大阪府の森林の現状等」ということで、大阪府域は下の図にも示すように、北摂山系、金剛生駒山系、和泉葛城山系の3山系に囲まれておりまして、豊かな自然や、すぐれた景観に恵まれているということでございます。一方、市街化が進展しまして、森林と市街地が近接するという状況になっております。大阪府域の森林面積については、約5万7,600ヘクタール、これは府全体の面積の3分の1を占めているということでございます。そのうちスギ・ヒノキの人工林でございますが、これは約

2万ヘクタールということになっております。

次に3ページ目をごらんください。ここには森林の持つさまざまな公益的機能ということで、これは日本学術会議の答申をもとに試算したのですが、府域の森林について適正に管理していれば、年間1,600億円以上の価値がある。特に災害防止機能については、1,000億円以上の価値があるという試算になります。

次の4ページ目からは、新たな保全対策の必要性等について述べさせていただいております。まず1つが、山地災害の発生の危険性が増大しているということでございます。近年、集中豪雨の発生頻度が増えています。右の表に記載しておりますように、平成以降は年平均6.5回と急増しております。また、崩壊発生時に、流木による河川の閉塞など下流の被害の拡大が懸念されています。また、3つ目に都市と森林が近接するというところで、山地災害の予防的な対策が急務になっているということでございます。現状の課題ですが、特に危険度が高い溪流というものが、今は174地区あるのですが、そのうち40地区で治山事業が未着手であるということ。それから2つ目に、ナラ枯れ等の病虫害が増加しており、倒木の危険性が増しているということでございます。3つ目に、放置された竹林によって道路等への倒状の被害、こういうものも懸念されております。

次に、2つ目として、森林管理の停滞というものがございます。府内のスギ・ヒノキの人工林ですが、収穫期にある林分というものが大体7割を占めております。一方で、間伐をはじめとする森林管理作業が停滞しておりまして、森林の持つ災害防止等の公益的機能が低下しているという状況です。課題といたしましては、木材価格の低迷や林業就業者の減少、高齢化の進行など、林業を取り巻く情勢は依然として厳しいものがございます。また、森林の所有規模ですが、これが小規模・分散しておりまして、伐採や搬出が小ロットになってしまうということから、木材価格がどうしても割高になってしまうということがございます。そのため木材の低コスト化で安定的に供給できる体制を整えることが、これまで以上に必要であると考えているところでございます。これらが現状と課題ということになりまして、次から森林環境整備事業の概要についてご説明させていただきます。

基本的な考え方としましては、自然災害から暮らしを守ること、健全な森林を次世代につなぐ、そのための取り組みを緊急かつ集中的に実施するというところで、森林環境税を徴収する4年以内に全ての事業について着手するというところとしております。自然災害から暮らしを守る取り組みといたしまして、事業規模約30億円を見込んでおり、その中で危険溪流の流木対策が20億円、主要道路沿いにおける倒木対策を10億円見込んでおりま

す。また、健全な森林を次世代へつなぐ取り組みとして、事業規模が15億円を見込んでおきまして、この中では持続的な森づくりが11億円、そのほか未利用木材の活用でありますとか、子育て施設の内装の木質化などを考えております。これらの効果としましては、1つは自然災害の未然防止ということで、府民の生命・財産への災害被害の未然防止でありますとか、災害が発生したときの経済損失の回避というものがございます。それから、森林の健全化による公益的機能の発揮ということで、例えば二酸化炭素の吸収効果ということで、今回の対策で年間約2万8,000トンの吸収効果があるということなどが挙げられます。また、府内産材8,000立米を新たに供給するというところで、府内での経済効果というものもあらわれると考えております。

次のページをめくっていただきますと、具体的な事業の中身になります。自然災害から暮らしを守る取り組みの1つ目といたしまして、危険渓流の流木対策事業。事業概要ですが、事業対象区域は山地災害危険地区、これは林野庁が実施要領を示しており、それに基づいて大阪府が明示している区域ですが、この中でも崩壊土砂流出危険地区、いわゆる土石流が発生する危険性の高い地区、ここの中で危険度がAランク、保全対象が20戸以上で治山事業未着手の地域、かつ保安林外の30カ所で今回は対策をしたいと思います。

9ページをごらんください。事業の選定方法を記載させていただいております。大阪府内には、崩壊土砂流出危険地区、土石流の発生する危険のある地区が661地区ございまして、この中でもAランクで治山事業が未着手、保全対象20戸以上というところが40地区ございます。そのうち保安林外の30地区について、今回、事業を実施していきたいと考えております。保安林内につきましては、国庫補助事業の対象となりますため、今年度から知事重点事業ということで国庫補助金も活用しながら、先行して実施しております。その30地区につきましては、一覧のところで実施する予定となっております。

8ページに戻っていただき、事業内容ですがハード対策といたしましては、治山ダムの整備、流木となる危険性の高い立木の伐採や林外搬出、それから荒廃森林の整備などを考えています。ソフト対策といたしましては、防災教室の開催でありますとか森林危険情報マップの作成等を考えています。

お手元の資料4の1をごらんください。これが危険渓流の流木対策のイメージでございます。左上が施工地の遠景ということで、こういう急な溪流の下に住宅地が密集しているところを対象に事業を実施します。下が整備イメージになっていまして、整備前から整備後は、例えば間伐をしたり、流木となる危険木を伐採して、そのあいたところには治山ダ

ムを整備するということを実施します。右の写真を見ていただきますと、施工地の状況で上から見ると木が鬱蒼としているんですけども、一旦中に入りますと、土砂が崩れていたり、木が倒れているということで、とても荒廃した状況になっています。こういうところの整備としましては、下の写真にありますような治山ダムでありますとか森林整備を行い災害に強い森をつくっていくということを実施していきたいと思っております。

先ほどの資料3の8ページにお戻りください。事業の工程ですが、初年度から、まず現地調査、地権者の調査等を行いまして、緊急的に実施していきたいと考えております。事業実施に際しましては、森林所有者の方と協定書を結びまして、最低でも10年間、森林としてその場所を維持していただくという予定でございます。実績ですが、アウトプットとして30カ所の森林の健全化、それから30カ所でマップの作成や防災教室を開催するということです。アウトカムといたしましては、それらを実施することで、18河川の流域の保全が保たれるということ。人家5,200戸、公共施設等の保全が保たれます。また、マップや防災教室などの啓発をすることで、安全意識の向上が図れると考えております。ということで、この対策につきましては、30カ所で20億円を予定しているということでございます。

続きまして、10ページをごらんください。ここは、自然災害から暮らしを守る取り組みの2つ目、主要道路沿いにおける倒木対策事業でございます。目的は、ナラ・カシ類などの広葉樹林の高齢化ということで、病虫害、特にナラ枯れの被害というのが近年すごく増えているということ、それと放置竹林が増加しているということで、そういう枯損木による国道・府道への倒木被害の未然防止を図るということを目的としております。事業対象区域ですが、先ほどもご説明しました山地災害危険地区の中で、山腹崩壊危険地区という地区、その中でも特に府県間を結ぶ主要な国道・府道20路線沿いでの山崩れの危険がある森林ということにしております。

11ページをごらんください。山腹崩壊危険地区ですが、これも府内全体で691地区ございます。この中で、山腹崩壊危険地区に隣接する国道・府道というものが285路線ございます。この中でも、府県間を連絡するなど交通量の多い国道・府道ということに限定しますと、対象が20路線になるということで、それを下に記載しており、この20路線25市町村を対象として事業を実施していきたいと考えております。

10ページにお戻りいただきまして、事業箇所数ですが、ナラ枯れ対策として約50カ所、放置竹林対策として約40カ所を計画しております。事業内容ですが、ナラ枯れ対策

につきましては、ナラ枯れ等の病虫害被害が予想される高齢木の予防伐採、それから被害木の処理、それと木を伐採することで落石等の懸念がある場合には、落石対策も実施していきたいと思っています。もう1つは、放置竹林対策ということで、竹を伐採することと、場合によりましては広葉樹の苗木の植栽も考えています。これらにつきましても、資料4の2という資料がございます。そちらに主要道路沿いにおける倒木対策のイメージパースをつけさせていただいております。左上の写真のように、今、道路沿いでナラ枯れや放置竹林があって、こういうものがいつ道路に落ちてくるかわからないということが1つございます。それと、こういうものがどんどん増えてきますと、今こういう木があることで土砂崩れを抑えているんですけども、どんどん枯れてしまうと、山腹を押さえる力というものがなくなって、倒れるだけじゃなくて山腹崩壊のおそれもあるということも考えております。ですので、こういうものが起きないように予防的対策をするということでございます。特に放置竹林ですが、下の真ん中の写真を見ていただきたいんですが、今回の対策では、竹林そのものを対策するのではなくて、放置竹林が拡大して、その侵入を受けている森林を対象にしたいと思っています。こういう森林で竹がどんどん生えてくることで、ここの森林の木が枯死して、それがまた倒木になるということと、さらに竹が拡大してどんどん増えていくことを防ぐということで、拡大しようとしているところを防いでいくということを実施したいと思っています。

では、お戻りいただき、資料3の10ページをごらんください。事業の工程ですが、こちらにつきましても、先ほどと同じように、初年度から事業の実施をしていきたいと思っています。これにつきましては、90カ所で事業費10億円を考えております。アウトプットですが、90カ所の森林の健全化ということ。それから、アウトカムでございますが、国道・府道の保全、それから年間約6,000万台の自動車の安全な通行の確保を図るということを考えています。

【塩野森づくり補佐】 続きまして、資料の12ページをごらんください。健全な森林を次世代へつなぐ取り組みとして、全部で4つの事業を計画させていただいております。まず、持続的な森づくり推進事業の基盤づくりでございます。こちらのほうは、大阪府の特徴でもあります所有形態が小規模・分散化しております森林をまとまった団地として集約化し、基幹的な作業道の舗装や木材の集積土場の設置といった基盤づくりを進め、計画的な間伐の促進、それから安定的な木材供給をできるような体制をつくっていくということで、この事業を進めさせていただこうと思っています。事業の内容としまして、今申し

上げました既存の基幹的な作業道の舗装などの整備や集積土場の設置でございまして、事業の予定箇所として府内で34地区、面積にしまして約4,800ヘクタールの整備を計画しております。この事業は補助事業という形で実施する予定にしており、所有者の方から森林施業を委託された、例えば森林組合などの林業事業体が実施主体となりまして、府のほうで定めます補助単価に基づいて、定額の補助という形で進めていく予定としております。この事業につきましては、集約化によって一体的な森林管理が可能な、区域面積でおおむね100ヘクタール以上のスギ・ヒノキの人工林で、森林法に定めます森林経営計画が作成されており、計画的な間伐や木材搬出が将来見込めるという地区であるということ、それから所有者の方や林業事業体がこの事業によって整備しました基盤施設を継続的に活用して、間伐であったり、あるいは植栽といった森林の管理を将来長期にわたって継続的に実施していただける見込みがあるという地区について、重点的にこの4年間で整備をしていこうと考えております。また、以後の維持管理といったところも担保するために、大阪府、事業主体、森林所有者の3者で、20年間の期間の協定を締結する予定としております。

こちらのほうも、資料4の3をごらんいただきたいと思います。上半分のほうに、基盤づくり事業の取り組みイメージということで、平面図で表現させていただいております。これは事例サンプルということで、河南町の平石地区の図面になります。区域は約150ヘクタールの区域になっておりますが、記載しています緑の線が既存の林道になります。その先に黒の実線が既存の作業道、特に基幹的な作業道として位置づけられるものでございます。そのさらに先に、点線で表現させていただいている支線とありますが、さらにその奥に簡易な作業道が延びているというところでもございまして、今ここでは、向こう10年間にかけて計画的に区域を定めて、順次、間伐に着手していこうという計画がある中で、支線の作業道につきましては、道路の形態上キャタピラー付きのフォワーダという運搬機でないと、伐採した木材が搬出できないという状況になっております。実線のところは、幅員が2.5メートルほどあるので、2トントラックが通行できるような状況ではございませうけれども、その図面の中で、赤で記している区域について、現状は非常に勾配がきついようなところでもございまして、この区間は2トントラックが通行するのが非常に困難な状況でございまして、今回の事業では、こういった通常トラック等が走行できないような部分について、コンクリート舗装をすることによって、2トントラックが通行可能な状況とします。図面の中に赤の丸で表現させていただいている、これが木材を集積する土場です。

大きい丸がメインになる一定規模の土場がございます。小さい丸がフォワーダというキャタピラー付きの運搬車から、トラックに乗せかえるための山土場的な土場というところでございまして、フォワーダから運搬してきた木材を今度は2トントラックに積みかえ、さらに大きな赤丸のところの土場で4トントラックに積みかえて、林道を走って運搬していくというような一連の木材搬出が可能になるということで、現状と比べて木材の搬出の効率、時間が短縮されるということで、こういった整備をすることによりまして、間伐の実施の促進を図っていこうというのが、この事業のイメージとなっております。これで順次、整備の進捗とあわせて、そこの丸の数字で書かせていただいているように、順番に1年目、2年目という形で、その区域の間伐を順に実施していきまして、11年目は、またさらに1年目にやったところの間伐するというので、おおむね10年サイクルで、この地区の間伐を進めていくというイメージになります。下の写真は、今の現状の道の状況です。作業道としてはあるんですけども、まだトラック等が通れるような状況じゃないというところを舗装することによって、2トントラックの通行を可能とするような道を整備する。あるいは土場につきましても、現状そういった場所がないところについて、木材の集積ができるような土場の整備を行うという基盤づくりによって、間伐が進んでいない森林の適切な間伐の実施によって健全な森林をつくっていくというのが、この事業となっております。

12ページにお戻りください。このような内容で予定しております34地区、これは13ページのほうに現在、対象予定としております地区一覧を掲載させていただいておりますが、これらの地区で事業計画にもありますとおり、この4年間でおおむね約11億円の試算をしております事業費をもって、この事業を実施していくという計画であります。

この事業によります実績としましては、34地区の4,800ヘクタールの人工林を集中的に実施することによりまして、人工林の集約化、基盤施設を整備していくということでございます。その効果としまして、この4,800ヘクタールの人工林の持続的な森林管理を将来的に継続していくことによりまして、森林を健全な状態で維持保全していくということと、この34地区から最終的に年当たり8,000立米の木材の供給が可能な体制をつくっていくということでございます。

それから、資料4の4でございますけれども、これも参考資料として、この事業につきましては、先ほど申し上げました、森林法に基づきます森林経営計画をまず立てていただいているということを前提にしており、森林経営計画には、どのような内容のことが記載

されているかということ参考として記載する資料でございます。この計画は、5年間の計画ではございますけれども、基本的に、その地区の40年以上にわたります期間の施業の基本方針と、それから5年ごとの具体的な伐採材積や造林面積といったような計画を記載するものになっております。まず40年間で全体でどのような施業をしていくのかという計画方針を持った中で、詳細の計画5年間分を計画する。ですので、5年たてば、また6年目には、新たな次の5年間の計画を更新していただいて、継続して実施していただくという形になります。この計画の中には、そういった森林の経営に関します長期の方針であったり、その期間の伐採する流木の材積や造林の面積といったようなことを記載することになっております。また、森林の保護の関係では、例えば火災や病虫獣害や気象害予防のための巡視を行うといったことをしていく場合、このような事項についても記載することになっております。また、森林の管理、経営の共同化に関する事項、こういったこともこの計画の中に記載することになっておりまして、資料の4の3にありますような図面と、事前にこの計画を作成する林業事業体と所有者の方とは森林の経営に関する受託契約を結んでいただくことになっております。この計画書は所有者の方と林業事業体とが委託契約を結び、林業事業体を作成し、当該市町村の認定を受けるという制度になっております。

資料4の4の2枚目にイメージとしてサンプルとしてつけさせていただいております。このような表で、現況や伐採の計画といったものを細かく記載しておりまして、これに基づいて実施する間伐や植栽のベースにしていくための基盤づくりを、今回の対策の中でやっていくということで考えております。

続いて、資料の14ページをごらんください。持続的な森づくりの基盤づくり、ハード的な整備とあわせて人材育成というのも考えております。これは大きく2つ、将来的に森林の管理、経営を担っていただけるような森林経営リーダーの育成、これを先ほどの34の各地区に1人ずつぐらいのイメージの34名、それから、これからどんどん木材が出てきますので、大阪府内産材の需要拡大を図るためのコーディネーターとしての活動をしていただける人材を育成するということで、こちらのほうは10名の予定で、府で講座や現地実習を開催して育成をしていこうということで考えております。これによりまして、持続的な森林管理によって健全な状態を維持保全していただく、あるいは川上から川下での関係者による横断的な連携体制の構築によって、府内産材の利用、大阪府としては、とりわけ内装材等としての利用を促進していきたいと考えております。

次に15ページ、3つ目の事業ですが、未利用木質資源活用推進事業ということでござ

います。これは人工林あるいは里山林においても、伐採後、放置されているような林地残材（未利用材）を有効活用していくことによって、森林の健全化を図っていき、森林の防災機能の向上も図っていくということでございます。森林所有者の方や林業事業者、あるいは地域で活動されておりますNPOや森林ボランティア団体の方々に、林地に残ります未利用材を集めてきていただきまして、これを搬出していく仕組みづくりを行うという事業でございます。実際には、こういった一連の仕組みづくりを担っていただける団体を公募によって大阪府が選定させていただきまして、業務を委託するという内容で考えております。府域の各地区で、それぞれのスギ・ヒノキの人工林であったり、ボランティア団体の活動となっているフィールド、こういったところでの未利用材を各地区ごとに集めてくる土場を指定しまして集めていただく。それを、未利用木材をバイオマス利用する事業者さんとの交渉の中で買い取りしていただけるような仕組みづくりをしていくということで考えております。この事業では、実績として、こういった事務局を担っていただける団体さんに業務を委託することで、未利用材の搬出用のウインチなんかの機械は、主にボランティア団体さんの方々に貸し出しをして搬出していただくと考えておりますが、こういった機械の対応や技術の指導、それから木質バイオマス利用をする事業者さんとのマッチングなどを行う窓口を設置するというので、将来的にこの事業によって、こういった搬出活動への参加者数の拡大を図って、年間3,000立米規模の搬出体制を構築していくということで考えております。

それから、最後の事業になりますが、16ページでございます。こちらは、木材の利用を促進していく事業ということでございまして、子育て施設の木のぬくもり推進事業ということで、現在も一園一室木のぬくもり推進事業ということで、民間の保育所を対象に内装の木質化をしていただける際に80万円の定額助成を行う事業を実施してはありますが、さらに公立・私立の幼稚園、保育所というところに対象を広げさせていただきまして補助率についても、2分の1で上限250万円という形で事業費も少し拡大させていただいて、内装の木質化に対する支援の事業を実施していこうと考えております。要件として、原則「おおさか材」を使うということであったり、公立の幼稚園、保育所の場合は、当該市町村で国の法律に定めます市町村木材利用方針が策定されていることであったり、整備後の効果を把握するためのアンケート調査への協力や、整備していただいた施設の職員の方、あるいは施工事業者さんが木育リーダーというような形で、内装の木質化、木材のよさを地域に広くPRしていただくということを要件に募集させていただく、これも補助事業と

して実施する予定にしております。この4年間に、全体で150園の木質化を計画させていただいております。これによって、例えば1園当たり、3立米の木材を使用した場合ですと、製材立米数で450、原木換算で倍になると想定しますと900立米ほどの木材の消費につながると。これによりまして、園児あるいは保護者の方の木材に対する理解を深めて、その波及効果で府内産材のさらなる消費喚起が図られるということで、身近にある森林資源の循環利用を進めることによって、森林の健全な状態を維持保全することにもつながるため実施することとしております。

17ページには、これまでご説明させていただきました森林環境整備事業の全体の箇所数であったり、金額を整理させていただいたものでございます。この森林環境税の広報等の事業費も含めまして、全体事業費として45億5,000万円を試算計上させていただいております。

なお、説明は省略させていただきますが、参考資料として、森林環境税の概要、これは先ほどご説明させていただきました資料1と同じ内容になります。それから、20ページには、森林環境税関連の条例、また21ページには、他府県での森林環境税の導入の状況について一覧表にまとめさせていただいております。森林環境整備事業の説明につきましては、以上でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。ただいま議題4、議題5、議題6を一括してご説明をいただきました。

まず3つぐらい論点があろうかと思えます。1つは、森林環境税でやる事業の内容そのものについてのご質問等。その次が、我々審議会がどんな役割を担うのかというところの意見交換。さらには、きょうアウトプットとアウトカムを書きいただいておりますけれども、このアウトカムをどう評価していったらいいのかという評価指標の設定に対して。このあたりが論点になろうかと思えますので、順次意見交換を進めてまいりたいと思えます。

まず、事業内容について何かご質問があるところはございますでしょうか。やや詳しく森林環境整備事業について、想定されている事業のご説明がございましたけれども、そのあたりでご質問等ございますか、いかがでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 そうしましたら、2点ほど確認というか、教えていただきたいんですけども、まず1点目ですが、事業内容というよりは、この4年の実施期間中に、もし新規補助事業として国庫がつくというようなものがあつた場合は、おそらく国庫補助事業とし

て実施するほうが財政負担は減ると思いますが、そのあたりはどうかということがまず1点ございます。次ですけれども、次回で結構ですので、今回の事業については協定書を結ばれるというご説明がございましたので、協定書の中身について、次回、お知らせいただけるとうれしいなと思います。

【増田会長】 なるほど、わかりました。ありがとうございます。2点目は、次回への要望ということです。1点目、新たに国庫事業が創設された場合、それに対して、どう対応するのかというのはいかがでしょう。

【原森づくり課長】 森づくり課の原でございます。

国庫事業につきましては、いろいろ国のほうも新しい事業が出てまいります。そのときに予算措置の状況等もございます。また、いろいろな採択要件等もございますので、それを眺めながら、もし導入できるものがあれば導入すると。ただ、その辺で予算の確保面とかで不安定な面もございます。そもそも今回、環境税を議論いただいたときには、安定的な財源の確保という点もございましたので、その辺も含めながら、やはり先生がおっしゃったとおりに、出てきたものに対して評価をし、導入について検討させていただくしかないのかなというのが今のところの現状でございます。

それと、協定書につきましては、会長が仰せのとおり、次回るときにひな形なり、また年度が変わっておりましたら、現実に交わされている協定書なりをご提示することができると思います。よろしくお願いいたします。

【増田会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。蔵治委員、どうぞ。

【蔵治委員】 ちょっと気になったことがあったので確認しておきたいんですけども、まず資料3の説明の中で、最初の5ページのところでは、現状の課題として木材を低コストで安定的に供給できる体制を整えるという言葉がございました。確かに木材を販売して、それが商売になるという状況をつくるために低コスト、安定的供給というのは非常に重要で、いわゆる川下というか製材所なり木材を利用する側の人間にとっては、それが最も大事なことなんですけど、一方で木材を低コストで安定的に供給するために何ができるかというと、実は間伐ではなくて皆伐ということもあるわけですね。皆伐というのは、木材を生産する立場からは、より低コストで、より大量の木材を生産できるということになります。

そういうことを踏まえて、持続的な森づくり推進事業の基盤づくりの12ページの説明を聞きますと、資料の4の3のところにも、取組みイメージという地図がございまして、

この取り組みイメージの地図は非常にわかりやすかったですけれども、これを見ますと、これは模式的なものなんでしょうけど、結局、間伐1年目、2年目、3年目で、10年目までいっていると。だけれども、この間伐は、いわゆる切り捨て間伐といって、切った木をそこに置いていく間伐なのか、木材を搬出する間伐なのかということも区別がされていないんですけれども、皆伐ということには全く言及されていないですね。だけれども、こういう作業道とか土場とかいったものを整備するというのは、木材生産はこれによって低コスト、安定的にできるんですけど、同時に皆伐も容易にできるようになるということです。森林所有者の立場から言うと、できるだけもうけを多くしようと考える人も、当然いると思われるので、皆伐したほうがいいんじゃないかという発想も出てくるのかなと思われるんですけれども、そこは公益的機能の発揮とか、あるいは府民の生命・財産を守るという観点と相反してくる可能性が出てくると思うんです。私は決して皆伐を全く否定するものでもなくて、皆伐も条件のいいところであれば積極的にやればよいとは思っているんですが、12ページの説明の中で皆伐ということが、あえてあまり触れられていないので、その辺が、例えば協定を締結するとか受託契約、委託契約をするという中で、どういうふうに取り扱われるのかと。皆伐するにしても、何らかの一定の配慮なりがあるのかということを確認したいと思うんです。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【原森づくり課長】 皆伐という点につきまして、確かにコスト面では一番考えるところなんですけれども、大阪府の森林の現況等を考えますと、蔵治先生がおっしゃったとおりに、森林の保全、防災上の面からいきますと、皆伐した後の林地崩壊とか、そういう面が非常に心配される場所がありますので、我々といたしましては、森林所有者さんへの指導等の中で基本的には間伐、択伐手法をもって、森林の経営をしていただきたいという方向で示させていただいております。また、もしも皆伐というお話が出た折には、その後への再造林、もう一度木を植えていただく、またその後の定期的な管理をお願いしているところなんですけれども、今のところ、皆伐をした後の初期投資が非常に大きなものですから、その辺については非常に苦しいところがありますので、そういう立場の中で森林経営計画を策定するときに市町村の指導も含めまして、その方向での指導、誘導を行ってまいりたいと思っております。

低コストで安定的な供給ということなんですけれども、森林経営計画の中に5年から10年にかけて、森林施業の計画が盛り込まれますので、5年ないし10年間の搬出の状

況がわかってまいります。それを府内34地区全て合わせますと、府全体で、その年にどれぐらいの量が出てくるかという安定的な量の確保が図れますので、量の確保を持った中で、そういう価格面での経営性も出ていくのかなと思っているところでございます。コスト面につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、基幹作業道の急峻なところを舗装することで、従来でしたら、キャタピラーでやっていたフォワーダという非常に作業効率の低いものから、4輪トラックでの集荷作業を効率化し、集材、運搬コストを下げることで、一定市場の価格に近づくことが可能であります。そうした中で、大消費地に近い大阪府という有利性も生かした中で、その辺でのコスト勝負もしていけるのではないかとこのところを踏まえた形で、今回34地区、100ヘクタール程度の規模ということでの取り組みを進めていきたいと考えております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【藤田委員】 先ほどの蔵治先生がおっしゃっていた同じ基盤づくりの12ページのところなんですけれども、資料の4の3では、間伐は10年一サイクルでやっていきますというご説明だったと思うんですが、予算措置4年の間に34地区にこういった事業を入れると、協定の中で、例えば10年サイクルで間伐しましょうみたいなものが盛り込まれていると考えたらよろしいのでしょうか。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【原森づくり課長】 立てていただく経営計画なんですけれども、10年の期間をもつての計画を立てていただきます。その10年の経営計画を5年に一度、見直しをしていただくという計画を立てていただいて、今回の事業導入を図ってまいりますので、またその協定の中でも20年間、継続的に森林経営をしていただくという協定を結びますので、一定安定的な4年間の事業実施後の、そういう施業の確保がなされるものだと我々は考えております。

【増田会長】 森林経営計画は20年よりも、もっと長いんですよね。40年を基本として計画を立てるということですか。

【原森づくり課長】 はい。長期計画としては40年という長期スパンの中での森林経営を立てていただく。10年間での作業を記入していただくという形になります。

【増田会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

私のほうから浅利委員にご感想でもいいんですけど、府議会でも出ていましたように、

当初、都市緑化も入ってこの議論を進めていて、都市緑化が抜けた形で森林環境税を運用するということで、豊中市さんは森林エリアをお持ちじゃないので、そんなところからのご発言は何かございますでしょうか。

【浅利委員】 議会では議論はしていないんですが、何人かの議員さんを含めて豊中市の現状で言えば、今回はどういったメリットがあるねんということを聞かれています。森林環境税の目的がはっきりしていますので、その目的に沿って森林の保全や水量の調整など、その側面で言うと、安心安全であったり、また、水源の関係もあり、山や森林のないところですけども、先ほどの話からいきますと、計画どおり、進んでいただくというのが、私は一番いいのかなというように思っております。

【増田会長】 なるほど、わかりました。効果みたいなのところも、林地災害の起こる直下のところだけの話ではなくて、大阪府域全体あるいは府民全体の生命・財産を守る上でも、重要な行為だというあたりをきっちりと説明していただくということですね。

【浅利委員】 そうですね。そこがこの34地区以外のところと言うと、そういうことになってきますね。

【増田会長】 そういうことですね。その辺はぜひとも、きっちりと説明責任といえますか、その辺を果たしていただければと思いますし、事務局のほうは何か補足がございませうか。

【原森づくり課長】 都市部につきまして、1つの事業の中で木のぬくもり推進事業というものを用意させていただきまして、都市部の公立幼稚園、私立幼稚園などで木質化についての補助をさせていただくと。そういうことで木育に資していきたいなということでございます。これのモデルとなりました一園一室木のぬくもり事業という、寄附をいただいて実施しているものにつきましても、豊中市さんでも補助の実績もございますので、その辺も含めて、そういう都市部での活動もやってございますので、その辺を核にさせていただくと。ただちょっと、公立幼稚園につきましては、木材の利用計画を市で立てていかないといけません。また、その辺をいろいろと我々の普及活動の中で、まだ立てていないところにつきましましてはしていきたいなと。現在、府内14市町にお願いしておりますので、その辺も含めて、そういう木材利用の拡大も目指した形で都市部のほうにも、いろいろと心を配ってしていきたいなと考えてございます。

【増田会長】 ありがとうございます。ちょっと事業内容で、私のほうから一、二教えてもらいたいんですけど、例えば放置森林対策やナラ枯れ対策をやった、その伐採木はど

うやって処理されるんですか。バイオマスとしての利用ということは、第3番目の事業（未利用木質資源活用推進事業）で出ていましたけど、一番最初のところ（自然災害から暮らしを守る取組み）で出てくる伐採木、具体的に言うと、主要道路沿いの倒木対策事業から出てくる伐採木の処理というのはどんなふうにお考えになっているんですか。

【原森づくり課長】 それにつきましても、やはり有効利用ということで、バイオマス等の、そういうところに持ち込むとか、そういうことも考えてございます。

【増田会長】 可能性はあると。

【原森づくり課長】 はい。

【増田会長】 それを追求すると。

【原森づくり課長】 地域、また場所のところもございますので、基本的には流木対策でございますので、木を搬出するという部分につきましては、所用者等のご了解をいただいた上で、そういうバイオマス利用等のほうで活用していく方向で取り組んでいきたいと考えております。

【増田会長】 もう1点は、持続的な森づくりの推進事業の中で、府と事業主体と森林所有者の3者の協定ですよね。この事業主体というのは、森林組合が1つは想定されると思うんですけれども、ほかにも事業主体があるというふうにお考えですか、どうでしょう。

【原森づくり課長】 現在のところ、大阪府の森林作業にかかわる工事、またそういう整備につきまして、森林組合以外にも8者ほど林業の活動をしていただいているところがございまして、そういうところなども林業事業体として活動をしていただきたいということで、そちらのほうへも、こういう事業の説明等に入らせていただいているところです。

【増田会長】 わかりました。ありがとうございます。よろしいでしょうか、事業に関連してというところについては。

はい、どうぞ。

【蔵治委員】 先ほど浅利委員からも水が山から流れてきて都市部にという話があったので、そのことに関連してですけど、8ページのところに流木対策事業で、アウトカムのところに、18河川の流域の保全という言葉があるわけなんですけど、この18河川というのは、30カ所、750ヘクタールの森林が上流となっているような河川が18あるという意味なのかなと思うんですが、それは大阪府域のかなりの部分が流域という形になっているんでしょうか。その辺をお願いします。

【増田会長】 いかがでしょうか。30カ所の森林の健全化というところと、18河川

の流域の保全というところの関係性ですけど。

【原森づくり課長】 おっしゃるとおりでして、中小河川でございますので、府域全体に幾つかある中小河川で、1つの河川に複数の事業地がございますので、30から18へと集約された形になっておりますが、これで府域の中小河川をカバーしているところでございます。

【増田会長】 やはり今、非常に自然災害のリスクが高まっている中で、よく言われているのが流域管理の重要性みたいなことが言われていますから、そのあたりは先ほど浅利委員からも出ていましたように、都市部に至るまで必要な事業なんだという認識を広報していただければと思います。ありがとうございます。

それでは、2点目ですけれども、我々、審議会の役割は、きょうはまだ役割がないところでスタートしていますけれども、役割に関して、あるいは効果計測も多分両方と関連していると思いますので、効果計測並びに審議会の役割のあたりについて、何かご意見なりご質問、いかがでしょうか。

梶原委員、どうぞ。

【梶原委員】 資料3の14ページ、人づくり、人材育成のところですが、こちらの下に、実績（アウトプット）で森林経営従事者34人育成、府内産材生産・流通コーディネーター10人育成とあります。これは数値目標でよろしいかと思うのですが、これと右のアウトカムをうまく連携させるためには、アウトプットが言っている経営従事者の育成とは、一体どういう資質を持った人を育てるのかを明らかにしたほうがよいと思います。講座に参加された方はもちろん経営に携わっていらっしゃると思うんですけれども、そういうトレーニングを受けた結果、どうなったかというのが、多分右の効果につながっていくと思うのです。それから、同じくコーディネーターとして養成されました、ということ自体それはもちろんいいのですが、では、それはどういう教育、トレーニングを受けて、認定なさるかどうかは、また別の議論になると思うのです。コーディネーターとして出てきた方がどういう活動というか、アクティビティを通して実際にこういう効果を導いていくのかということに、若干工夫が必要かな、というか、かなり一生懸命頑張っていないとあかんかなと思うんですけど、この辺のことについて、府はどのようなご見解をお持ちなのか、お聞かせください。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【塩野森づくり補佐】 まず森林経営のリーダーですけれども、これは持続的な森づく

りを進める上でハード整備をしていくだけではなく、将来的に継続して森林の管理をやっていただく必要があります。地域の森林を管理していただくような体制をとっていくということで、今、後継者や人材不足の折、その地域の先頭に立って、地域の意欲喚起を起こしたり、みずからは林業のいろいろな施業の技術であったり、あるいは計画をどう立てていくかというプランニングであったり、そういったものの知識を持って、地域の森林を地域できっちりと管理していこうという動き、ムーブメントを起こしていただけるような、そういう先頭に立っていただけるような方を育成して、地域の管理をやっていただきたいと考えています。

府内産材のほうは、例えば木材の流通販売にかかわるような方々が中心になって、素材生産、加工側と、それから工務店さんなどとチームを組んで、府内産の木材をどういう形で、どういう戦略でユーザーの方に売り込んでいけば売れるだろうかと、そういう需要拡大を図っていただくような取り組みを、チームを組んでやっていただくイメージを持っております。そのために、例えば講座では、コーディネーターの場合ですと、どちらかというと、いろいろなケーススタディーを使って販売戦略なんかを考えていくような、より実践的な内容が今後必要になってくるかなと思っております。今年度は、追手門学院さんと連携して講座も開催させていただきましたけれども、こういった経験も踏まえて、講座の内容でありますとか実践の研修といったプログラムも練っていきたいと考えています。

【増田会長】 いかがでしょう。

【梶原委員】 先と同じような質問を、16ページの子育てのところを持ってあります。こちらの実績と効果のところ、実績（150園の木質化等）はこういうふうに具体的な数値目標を掲げられているんですけども、効果のほうはやっぱりしかたないと思うのですが、こういうふうに漠とした感じにならざるを得ないと。先ほどのところとあわせて、こうした数値化しにくい部分については、審議会として、後で評価をする際に、評価指標というのを後づけでつくると、結果の追認にしかありませんので、できれば事前にある程度のクライテリアとか規準のようなものを若干持っておくほうが、後々の客観性の確保という観点からもよろしいかと思っております、お尋ねした次第なんです。

【増田会長】 それは必要で、多分、28年度に入って、次回6月のときに、府の自己評価に対してどんな自己評価の仕方をされますかというあたりが審議内容となっております。まだアウトカムは、定性的に言われているだけです。例えば今ありましたような、「園児や保護者の木材に対する理解を深め、その波及効果による府内産材の更なる消費喚

起が図られる。」と。要するに、これはどうやって評価するんやと。理解が深まったというのはどう確認するのかとか、府内産材の消費喚起というのはどういう形で起こったということを実証するのかと。このあたりについては、まだ全くきょうは示されておられませんので、そのあたりはどういう形で定量化していくのかということは非常に大きな課題で、全てが定量化できないかもしれませんが、極力、定量化できるようにということかと思えますけど、そんなことですね。

【梶原委員】 はい、そうです。

【原森づくり課長】 その方向でいろいろと検討して、次回のときには案にまでいくのか、まだたたき台の段階になるかもしれませんが、事務局側の考えを示させていただきたいと思います。また、その取りまとめの際、申しわけございませんが、ご相談等にも寄せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【増田会長】 これ、かなり頭を絞らないと、その前の15ページも、林地残材の除去により森林の健全化が図られたと。これ、ほんまに森林の健全化というのを一体どう評価するんやと。いっぱい書いてあるわけですよ。「森林を健全な状態で維持保全」みたいなやつがアウトカムで書かれているんですけど、どういう状態をもって健全な状態やというふうに言うのかと。まあ、要するに、ヘクターあたりの樹木密度みたいなことにするのか、あるいは砂防ダムの設置数になるのか。健全さというのは、一体どう評価するんだと。

【梶原委員】 多分、そういうこともあって、私ども研究者がここに呼ばれているのかと思っているんです。各委員それぞれは専門やバックグラウンドが違いますけれども、それぞれの分野で評価手法がありまして、こういうちょっと曖昧なところをどうやって評価していくかというのは、どこの分野でも直面する課題ですので、それら知見を持ち寄っていただいて解決していくとよいと思います。この審議会には行政の方にも入っていただいておりますので、府民の方にもわかっていただけるような規準というか、クライテリアですね、そのあり方みたいなものも、この場ですり合わせを事前にしておくべきかなと思えます。

【増田会長】 そうですよ。例えば、健全な森林ということを経内照度みたいなあたりで1つの指標化するとか、あるいは林床部の植生回復状況を健全さの指標にするとか、いろいろアイデアはあろうかと思うんですけどね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。このあたりの評価、効果計測と我々の役割というところについて。

はい、どうぞ。

【藤田委員】 2点教えていただきたいんですけども、まず1点目は、16ページの子育て施設の木のぬくもり推進事業なんですけど、これはもし多くの団体さんが手を挙げてきた場合、事業選定をどのようにするのかということがまた別途出てくると思うんです。ほかの事業もそうですが、年度計画以上の団体さんが手を挙げてきた場合に、それは予算を先食いしてやっていくのか。待ってもらおうということになれば、優先順位をつけていかなくてはならず、こういったことを積極的にしていくためには、やっぱり多くの方にやりたいという手を挙げていただきたいんですけども、特に木のぬくもり推進事業で言いますと、計画している以上に手が挙がったときにどのように決めるのか。例えば、1年目は30件なので、ここは1年目にやります、残ったところは次年度しますというふうにするのか、年度内に挙がったところだけで30個選ぶのか、このあたりは随分考え方によって異なってくるのではないかと思います。と申しますのが、先ほどの事務局のご説明では、市町村の木材利用方針が策定されているところが、まだ全てで策定されていないということをお伺いすると、スタートラインで府下市町村が全部並んでいるわけではないということの意味しているのかなと考えてまいりますと、もちろん私立の園さんも手を挙げられると思いますが、少なくとも公立の分では足並みをそろえておかれたほうがいいのではないかなという印象を持っております。具体的に計画されているようでしたら、少しご説明いただくと、評価も含めて、ありがたいなと思います。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【原森づくり課長】 公平性という点を非常に持った中で、その辺のものを今後定めていきたいなと考えてございます。ただ、予算等の関係がありますので、次年度のものを先食いという形のごまかりませんので、年度ごとの予算の中で、より公平にといいところで考えてございます。

それと、市町村の木材利用計画につきまして、やはり木材利用方針を普及していく中で、1つのものとしてこの制度を考えております。また、市町村につきましては、前年度からの予算立てというのもございますので、その辺についての説明も、もう既に入らせていただいておりますけれども、その辺も含めてのことになりますので、うれしい悲鳴が出てくるというのは、ひとつ望むところではございますけれども、その辺はできるだけ公平的に済ませていくような形で、次回のときには、そういう評価の中でどういうふうな形で募集をというものをお示ししながら、またその辺のご検討をいただきたいと思っております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。多分、今年度はスタート時点ですので、6月の委員会は前年度の実績評価の委員会じゃないですよ。したがって、次年度の第1回目の6月の評価委員会については、当該年度のアウトプットにかかわる、どこを具体的に今年度やるのかという話を6月にしていただくのが適切かもしれないですね。その次の年からは、多分11月に次年度の報告をしていただけるというので、今年だけちょっとイレギュラーやと思うんですけど、6月の委員会では評価の仕組みみたいな話と同時に、28年度の事業、具体的にこことここをやるということが、ほぼめどが立ちましたみたいな話をご報告いただくということになるんですかね。

【原森づくり課長】 わかりました。

【増田会長】 ほかはいかがでしょうか。

武田委員、どうぞ。

【武田委員】 今回の会長の続きですけれども、我々市町村側として河南町は結構いろいろと関与してもらっているんですけれども、お金の使い方としてダイレクトに事業をしていただく方に税金を落とす場合と、それから市町村を経由していかざるを得ない、あるいはしていく場合があります。その場合は、当初予算というのは今議論の真っ最中でして、うちの町予算もぼちぼち決めるんです。今、仕分けしてヒアリングしているんですが、あんまりダイレクトに反映されているような記憶が今のところないんです。だから、そこがどう決まっていくのかなど、ちょっと他人事みたいな意見ですけど、それがありません。

それから、最後のほうに広報の活動がありましたね。3月末までに全43市町村で広報するという計画がありますけれども、もう2月度の広報は出ているわけですし、3月に広報を出すにはもう原稿は締めになるんですね。

【増田会長】 そうですね、広報は2か月前ですものね。

【武田委員】 はい。だから、そこが具体的にどう進んでいるのかなというのがありますね。

【増田会長】 なるほど、わかりました。多分、初年度の動きが一番難しいと思うんですけど、2点、28年度の事業がちゃんと進捗するというめどが基礎自治体との連携の中で立っているのかどうかというご質問と、広報も3月中に出そうと思うと、2か月前に広報の原稿を出さないといけないので大丈夫なのかと、いかがでしょうか。

【原森づくり課長】 市町村の予算立てのほうなんですけれども、基本的には府直接補助体制をとった事業として、木のぬくもりにつきましても、市町村が事業実施者、補助金

の申込者という形になりますので、市町村さんの事業の導入に合わせて予算立てをさせていただいて、この事業に申し込んでいただくという形になりますので、その辺について事前のお話も入れさせていただいております。そういう形がありますので、市町村経由でお金が出ていくというのは、今のところ、この事業では考えておらないところですので、その辺は大丈夫かなと考えております。

【増田会長】 広報はいかがですか。

【田中（猛）みどり企画参事】 広報ですけれども、3月までに市町村で2回程度の実施をお願いしています。小野課長からの説明でもありましたけど、全市町村に3月までには市町村で実施していただく。河南町も含めまして、全市町村にその準備はしていただいているという状況です。

【増田会長】 多分、ぬくもり事業のほうも、市立のところで行うと思ったら、2分の1を事業主体として基礎自治体が負担せなあかんわけでしょう。その辺のご質問やと思うんです。今から次年度に市立の幼稚園に木質化しますというのは、次年度はもう予算化されていますのでなかなかしんどいんじゃないかと、そんなご心配やと思うんですけどね。それも大丈夫だということなんです。

【原森づくり課長】 はい。事業実施者ですので、もしも各市町村さんが事業導入に入りまして、厚かましいんですけども、補正対応等で組んでいただきましたら、補正の予定があるということで申しただきましたら、平等に対応させていただくことは可能かなと考えております。

【増田会長】 なるほどわかりました。ありがとうございます。

浅利委員、どうぞ。

【浅利委員】 広報の関係で言えば、広報は十分いけるかなと思っていますし、こういう流れがあって、モデル的な部分を含めて示していただいておりますので。ただこの事業（子育て施設木のぬくもり推進事業）で言いますと、アウトプット、アウトカムで言えば、非常にわかりやすく、これが一定進めば、ここがいけましたねということで、評価委員会ではやりやすいと思います。先ほどの人の育成ということで言えば、あまり欲張ると、どこでその評価をするのかということで言えば、非常に難しい。わかりやすい整備ということで言えば形として見えますし、形として出てきますので評価もできやすい。ただどれだけ手が挙がるかというのはありますが。なかなか効果測定がしにくいところがあるので、あまり無理すると大変かなと。表現を含めて、ここまでということで出し過ぎると難

しいところがあるという危惧をしております。

以上です。

【増田会長】 わかりました。今、我々も自己評価の時代ですから、どこに目標を設定するのかというのは非常に難しいところで、特に定量的に捉えにくい面の評価というのは非常に重要なところなんですね。だから、定量的に捉えられないから指標化しないという話ではなくて、どうやって質的なところを指標化しようかみたいなことを少し頭を悩ませていただいて、6月にまた一緒に議論をさせていただければと思います。

はい、どうぞ。

【藤田委員】 評価のときに定量的ということはすごく大切なことだと感じておりますが、質といったものをどのように見ていくのかがとても難しい問題だなと思っておりまして、そのあたりをしっかりと議論できればありがたいなと思っております。

浅学で恐縮なんですけど、10ページの倒木対策事業だと具体のイメージや、こうするものだというのがあるのかもしれないですけども、例えば放置竹林対策で広葉樹の苗木を植栽すると、苗木を100本植えましたというのでオーケーみたいになるのか。これはほんとうに広葉樹の苗木をそこに植えることがどうなのかとか、樹種の選定みたいなものも見ていくのかということになってくると、評価を具体的にすればするほど非常に難しい問題が出てくるのではないかなと感じております。そういったところも含めると、評価シートといったようなものは、定量的な面と質みたいなものをあわせて、見るべき視点というのをたくさん持った上で最終的にどれを評価していくのかという形で、挙げられるメニューは、ぜひ次回挙げていただければありがたいなと感じております。

【増田会長】 わかりました。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【武田委員】 大阪府は36番目やったかな。

【増田会長】 全国ですね、はい。

【武田委員】 全国でね。遅いんですよ。ということは、先にやっている他県がいっぱいあるので、ちょっと他県を研究してもらって、他県も同じような仕組みを取り入れていると思いますので、そこはちょっと遅いところの有利な部分かなと。もう既に苦労されているところの後を歩きますからね。

それと、非常に表現しにくいところは、府民の税金を使って一部の山を持っている人の利益になっているのではと言われることは避けたいですね。だから、表現も非常に難しい。

環境とか災害防止とか水を運んでくるとかというのは、全府民にかかわることですけど、ところが、木を効率よく出してもうかるという結果も1つあるわけですし、そのところを強調したら、一部の利益になっていると言われるので、それはまあ、遠慮がちに金額も300円と一番安いし、期間も4年と一番短かくしている。そこに苦労があるのかなと思いますけれども、我々は評価する立場ですから、そのところをしっかりと見ていきたいなと思っています。

【増田会長】 わかりました。ありがとうございます。

蔵治委員、どうぞ。

【蔵治委員】 この委員会の委員の中で、森林と災害についての専門性というのは、おそらく私が担当ということになるだろうと思うので、そういう観点から少し申し上げたいと思うんですけれども、まずこの審議会の役割というのは、この資料2に書いてあるとおりなんだろうと思っていて、自己評価を受けて我々が評価して、その結果、翌年度の事業等について何か変更が必要なら、それを反映するようにお願いしてPDCAみたいなものを回していくということなんだろうと思います。

その議論の中で、大阪の森林環境税というのは、ほかの県とはちょっと違っていて、緊急かつ集中的であるという特徴があるわけです。しかも、目的も非常に絞り込んであって、これは生命・財産を守るためなんだと。優先順位を明確にしているわけです。ほかの県は、比較的長期かつ潤沢にお金を集めて、それをかなり多様な目的にばらまいていくようなケースが多いんですけれども、そこを非常に絞っているというのが特徴だと思います。ですので、先ほど梶原委員が提起された問題は、私は非常に重要だと思うんですけれども、それはどういうことかということ、健全な森林とか森林管理の適正化とか、そういう言葉が出てくるんですけれども、やっぱりこれは非常に曖昧なんですよね。議長がおっしゃっているように、何をもちょう健全かというのは、100人いれば100人意見が違ってしまうような世界なので、今この審議会のメンバーで同意しておきたいことは、健全性というのは何が一番大事かということ、それはやはり生命・財産を守る防災というのはちょっと言い過ぎで、あくまでこれは減災でしかないと思うんですけれども、減災としての森林の働きを確保するという意味で健全だと言っているということをはっきりさせられればいいなと思うんです。だから、ここが、木材をたくさん効率よく低コストで生産できるのが健全だという話がまざってきちゃくと、話は多分混乱のきわみになっていくと思うんです。だから、そこだけははっきりさせた上で、先ほど私が指摘したような皆伐の可能性であるとか、そう

いう持続的な森づくりがほんとうに健全であるかどうかというのを評価してほしいということになると思うんですね。

私は専門家の立場なので、どういう森林の取り扱いが防災上は正しいかということについて、一応自分の知見は持っているつもりなんですけれども、残念ながらといいますか、その専門家としての知見というのは、必ずしも大阪府民の多数の方がイメージとして持っている森林の取り扱いとマッチしないケースというのがあります。簡単に言えば、立っている木を切って取り除くのが防災上は正しいのか、あるいは絶対切らないで残しておくのが防災上は正しいのかという非常に単純な質問に対しても、もしかしたら違うかもしれないんですよね。私としては、これは生命・財産を守るためのことですので、多少、大阪府民のイメージとか常識とは異なったことがあったとしても、生命・財産を守るためにはこうすべきだよということ、自分としては評価していくべき立場かなと思っていますので、大阪府がされる自己評価というの、そういう観点からの自己評価をしていただけると助かるなと思っていますのでございます。

【増田会長】 なるほど、わかりました。我々の立場としては、今おっしゃっていただいた、蔵治先生が専門的立場から見て、その妥当性があつたら、我々が府民の方々に対してどういうアカウンタビリティ（説明責任）なり、説明をしていけるかということが、この委員会にも求められていると思うんです。わかりやすく、それをいかにちゃんと説明するかというアカウンタビリティの能力を求められているというのが、この評価審議会にも求められている意見だと思いますので、ぜひその立場で臨んでいきたいと思います。ありがとうございます。

【梶原委員】 今のアカウンタビリティの件で1つだけ付け加えたいことがあります。資料の1の2の広報のところで、府の広報媒体でいろいろなことをやっていますと書かれているので、じゃ、どのくらい簡単に引けるのかなと思って、お話を伺っている間にろいろとネットで探してみたんですけども、例えば府のホームページからですと、もちろんいっぱい行政情報の種類がありますから、一番トップページに出てくるのはなかなか困難だと思うんですけども、やっぱりなかなか出てこないですね。

【増田会長】 行き着かないと。

【梶原委員】 そうですね。やっぱりこれは時間をかけてやって、いろんなどころにこういう情報提供をして、先ほど議長がおっしゃっておられましたように、やっぱりアカウンタビリティ（説明責任）をちゃんとやっていくというのが一番肝要ではないかと思う

んですけれど。

【増田会長】 いろんな意味でインターネットの持つすごさもありますけど、いまだに文字媒体の持っている重要性も結構あると思うんですね。特に府の広報、あるいは各市町村が出されている広報というのは、意外というと怒られますけど、住民の方々に結構読まれていますので、ぜひともそこをうまく活用することやと思いますね。ありがとうございます。

【蔵治委員】 補足なんですけれども、きょう、説明いただいた森林環境税の内容って、最初のほうはかなり直接的な減災手段としての流木の対策とかはわかりやすい部類なんですけど、後に行けば行くほど実は説明は非常に難しいんですよ。何で「おおさか材」を保育園に使うということが府民の生命・財産を守ることにつながっているのかということは、非常に説明が難しいことだと私は思います。だから、おそらくその説明をしていただくための広報も必要なんですけれども、木育リーダーとか育成される人材というのは、そういう説明がきちんとできるような能力を獲得していただくのが非常に大事な役割なんじゃないのかなと思うんですね。そうじゃないと、何で「おおさか材」を内装材に使うというのが、どうして私たちの生命・財産とつながっているのというところがつながらないと思いますので、そこが非常に説明責任としても大事だろうと思います。

【増田会長】 わかりました。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【藤田委員】 専門家ということと言えますと、私は多分、経済・財政というところからの発言が求められていると思うんですけれども、超過課税により府民の皆様に広域的な広く薄い利益が及ぶということが大前提ですので、それで言いますと、1（自然災害から暮らしを守る取組み）にしても2（健全な森林を次世代へつなぐ取組み）にしてもそうなんですが、結局、緊急性の高いところについて、今対策を実施するほうが、復旧費用の面においては、事が起こったときよりも安く済むということも大切だと思います。同時に、予防的措置をとったほうが対症療法的な措置よりも、安心安全だということは減災でも言われていることですので、いま一度そのあたりのところはしっかりとご説明いただき、どうしてもやっぱり健全な森林というと、健全がひっかかって仕方がないんです。

そこで言いますと、やはり持続的な社会づくりの中には、緊急でなくても継続的に必要なことがあるという前提で、(2)の事業（健全な森林を次世代へつなぐ取組み）が多分あるんだろうと思うのですが、それでもやっぱりひっかかるのは、②のバイオマスのと

ところで、最近ちょっと学生さんの卒業論文ばかり見ているので、非常に細かくて恐縮なんです。事業概要の白丸の3つ目は、木質バイオマス発電事業者と、今回の事業概要の初めにあるバイオマス利用事業者というのは同じなんです。え、「利用」という表現と「発電」という表現が2つ出てきておりますので、仕組みのチャートでは「利用事業者」となっているのですが、おそらく利用事業者なのかなと思います。こちらのほうなんですけれども、なぜ未利用材というか林地残材があるのかということを考えてみると、やはり処理するほうがお金がかかるといった問題がきっとそこにはあって、こういったバイオマスのことを考えるのであれば、経済活動として利益が出るシステムづくりみたいなものがないと、もっと具体的に採算面というのを見ていかないと、プラットフォームというか、事務局の方がいろいろされるということも、回していくためには、やはり今なぜできていないのかといったことが非常に重要だと感じております。それで言うと、買い取り料とか、そういう価格が入ってくるのをどのくらい自由にさせるのかとか、例えば活動団体は大阪でも、バイオマス利用事業者が府外に出たとしても、それは認めるのかどうかとか、どのあたりでそういった森林を次世代につなぐ取り組みの輪を考えていくのかとか、非常にそういった費用という面だけから見ると、府の外でやったほうがうまくいくというケースが当然出てくると思うんです。ですので、1つ1つには、それぞれ課題があると思うんですけれども、前提として、やはり府民の方に追加的なご浄財をいただいて、広く薄く利益が及ぶということが明確にわかるような説明を、特に健全な森林という、「健全な」と出てくる場所では必要じゃないかなと感じておりますし、その評価というところでは、やはり費用といったようなことをどう評価するのか。もう1つ難しい問題を、次回はぜひお示しいただければなと感じております。

【増田会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。大体時間が来たので、終わりたいと思いますが。

はい、どうぞ。

【武田委員】 私たちは評価する立場じゃないですか。私たちの評価に対して、府民の評価はもらえるんですか。

【増田会長】 それはいかがですか。

【小野みどり企画課長】 府民報告会をしっかりと説明していこうと思っておりますので、そこではきっと反応があるんだと思います。

【増田会長】 そうですね、そこで我々が評価されるというふうに考えていますという

ことですね。ありがとうございます。

そしたら、きょうの議題ですけど、事業内容並びに評価審議会の役割については、皆さん方、ご理解とご承諾をいただいたと。ただし、実際にやっていく中で、次回の6月に関しては、28年度事業をどう想定しているのかということについての議論が1点と、もう1点は、非常に難しい話ですけれども、評価の審議をしていく中での評価シートのあり方、あるいは評価指標のあり方、このあたりについて、きょう、いただいた意見を踏まえて十分議論をしていきたいと。非常に重要な点は、やはり生命・財産を守るという公的機能をどういうふうに評価していくかというあたりを集中的に議論することになるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。難しいところがありますので、事務局を責めるという話ではなくて、我々も手伝いながら、ここでそれを構築していくというふうなスタンスで臨みたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしたら、私のほうでいただいております案件に関しましては、大体、意見交換ができたと思ひます。ありがとうございます。事務局にお返ししたいと思ひます。

【司会（田中（猛）みどり企画参事）】　これで予定しておりました内容は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりまして熱心にご討議いただき、まことに感謝申し上げます。以上で、第1回評価審議会を終了させていただきます。

なお、本日の議事概要につきましては、委員の皆様方にご確認いただきまして公開させていただきます。準備が整い次第、送付させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、次回につきましては、本年6月ということでございます。改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は長時間にわたり、ほんとうにありがとうございました。

—— 了 ——